

I. 外国の名称：米国

II. 米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報

個人情報の保護に関する制度の有無	<p>包括的な法令は存在しない。個別の分野に適用される法令のうち代表的な法令は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none">■ 電子通信プライバシー法（Electronic Communications Privacy Act of 1986）（以下「ECPA」という。）<ul style="list-style-type: none">- URL：https://bja.ojp.gov/program/it/privacy-civil-liberties/authorities/statutes/1285- 施行状況：1986年10月21日施行- 対象機関：個人データの電子的保存を行う公的部門（地方自治体を含む。）及び民間部門- 対象情報：「電子通言」（有線又は電子システムによって全部又は部分的に送信される、あらゆる性質の記号、信号、文章、画像、音声、データ、又は情報の伝達）■ グラム・リーチ・ブライリー法（Gramm Leach Bliley Act）（以下「GLBA」という。）<ul style="list-style-type: none">- URL：https://www.ftc.gov/tips-advice/business-center/privacy-and-security/gramm-leach-bliley-act- 施行状況：1999年11月12日施行- 対象機関：金融サービス業に「実質的に従事する（significantly engaged）民間の金融機関- 対象情報：「非公開個人情報（Non-Public Personal Information）」（金融サービスの提供を通じて顧客から収集されるあらゆる情報）■ 医療保険の携行性と責任に関する法律（Health Insurance Portability and Accounting Act）（以下「HIPAA」という。）<ul style="list-style-type: none">- URL：https://www.cdc.gov/phlp/publications/topic/hipaa.html- 施行状況：1996年8月21日施行- 対象機関：公的機関（地方自治体を含む。）及び民間機関- 対象情報：「保護されるべき健康情報（Protected Health Information）」（健康状態、医療の提供、医療費の支払いに関連する情報で、個人に結びつけることが可能なもの）										
個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報	<p>EU の十分性認定：なし APEC の CBPR システム：2012年7月25日参加</p>										
OECD プライバシーガイドライン8原則に対応する事業者等の義務又は本人の権利	<p>APEC の CBPR システム参加エコノミーであるため、民間部門については、本項目に係る情報提供は省略。公的部門に関し、OECD プライバシーガイドライン8原則に対応する公的部門の主体の義務又は本人の権利については以下とおり。</p> <table border="1" data-bbox="432 1731 1286 1989"><tr><td>① 収集制限の原則</td><td>HIPAA に一部規定されている。</td></tr><tr><td>② データ内容の原則</td><td>該当する規定は不見当である。</td></tr><tr><td>③ 目的明確化の原則</td><td>該当する規定は不見当である。</td></tr><tr><td>④ 利用制限の原則</td><td>ECPA 及び HIPAA に一部規定されている。</td></tr><tr><td>⑤ 安全保護の原則</td><td>HIPAA に一部規定されている。</td></tr></table>	① 収集制限の原則	HIPAA に一部規定されている。	② データ内容の原則	該当する規定は不見当である。	③ 目的明確化の原則	該当する規定は不見当である。	④ 利用制限の原則	ECPA 及び HIPAA に一部規定されている。	⑤ 安全保護の原則	HIPAA に一部規定されている。
① 収集制限の原則	HIPAA に一部規定されている。										
② データ内容の原則	該当する規定は不見当である。										
③ 目的明確化の原則	該当する規定は不見当である。										
④ 利用制限の原則	ECPA 及び HIPAA に一部規定されている。										
⑤ 安全保護の原則	HIPAA に一部規定されている。										

		⑥ 公開の原則	該当する規定は不見当である。	
		⑦ 個人参加の原則	HIPAA に一部規定されている。	
		⑧ 責任の原則	該当する規定は不見当である。	
その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性ある制度	特記なし			

III. アレクシオンファーマ合同会社のグループ会社の個人情報の保護措置

アレクシオンファーマ合同会社のグループ会社はOECDプライバシーガイドライン8原則に概ね対応する措置を講じている。

(令和4年1月25日更新)